

令和2年度事業報告

事業概要

昨年7月以降、沖縄県では3度の緊急事態宣言が発令され、そのたびに県内における経済活動、社会活動が停止又は停滞するなど、まさに、コロナ禍の一年でありました。

当協会においても新たな社会様式に対応するべく状況に応じて会議方式をこれまでの対面方式からオンライン方式に切り替え、また、現場で業務に携わる社員へアルコール消毒液とマスクを配布するとともに感染予防策を周知するなどの感染症予防対策に努めて参りました。

現在、5月に発令された緊急事態宣言が2度の延長を経て8月22日に解除されることとなっておりますが、7月後半から再び感染者数が急激に増加しており、まだまだ予断を許さない状況が今後も続くものと思われまます。

この新型コロナウイルスは、公益目的事業の執行や会務運営にも少なからず影響を与えておりますが、ここから新たな協会の在り方や事業執行の方法について、社員・役員・事務局が一丸となって知恵を出し合い「打つ手は無限」をモットーにこの難局に立ち向かっていきたいと考えます。

さて、今年度の公益目的事業の実施状況について、登記基準点設置事業につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、関係部署の事務停滞により、建標承諾手続きが未了であった登記基準点2点についても無事に手続きが完了し、埋設作業を済ませることが出来ました。その後は、事業計画に基づき、設置した22点の観測、解析、認証手続きを行いました。やはりここでも新型コロナウイルスの影響で認証申請先での事務停滞により、年度内の認証完了までは至りませんでした。

また、当協会ホームページ上で公開しております登記基準点閲覧システムの利用状況につきましては、今年度は1,181件のアクセスがありました。

境界標埋設事業については、14条地図作成作業や里道・水路表題登記等、大型公共事業をはじめ、より多くの業務でも設置できるよう継続して作業しています。

地図整備の促進等に係る事業については、那覇市泊三丁目、前島三丁目地区における14条地図作成作業で、緊急事態宣言により一筆地調査業務が約2ヶ月間中断しましたが、業務に従事した社員の努力と那覇地方法務局のご協力もあり、無事、履行期限内に確定率100パーセントで地図を作成することが出来ました。

現在は、那覇市若狭一丁目、二丁目、三丁目地区において継続して作業を実施しておりますが、やはりここでも、新型コロナウイルスの影響により、一筆地調査業務が約1ヶ月間半中断するなど大きな影響が出ております。

不動産に関する権利の明確化推進のための普及啓発事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止並びに聴講者、講師、社員等関係者の生命と健康の維持・保全の観点から昨年に引き続き講演会は中止としました。

この普及啓発事業の一環として、昨年度に参加した沖縄県庁県民広場にて開催される「土地月間パネル展」についても今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となり、昨年度のような活動を行うことが出来ませんでした。

なお、今後の普及啓発活動につながる活動として、公共嘱託登記業務における筆界特定を必要とする事案の実態把握のため、沖縄県及び県内41市町村に対し「地方公共団体が筆界特定の申請をする事案について」調査協力依頼のアンケートを実施しました。その結果、沖縄県をはじめ、24市町村よりご回答をいただき、各自治体が公共用地取得や管理において筆界特定を必要とする諸問題が多々あることが分かりました。今後は、このアンケート結果を踏まえ、それらの諸問題の解決の糸口が提案できるような普及啓発活動を推進することで、我々の掲げる「不動産に関する権利の明確化」実現に寄与していけるものと考えております。

また、沖縄県用地課長との面談の際には、公共事業において官公署が用地取得後に道路等の工事を竣工させているが、その工事により境界標が亡失するケースが多々あること、そして、その亡失した境界標は、公共事業に協力された県民の大事な財産であることから復元する必要性があることを説明するとともに当協会の活用について提案いたしました。あわせて、普及啓発活動の一環として境界管理や公共嘱託登記業務への理解を深め、より円滑に事業を推進させるため、用地担当職員を対象とした講習会の実施を提案いたしまし

た。

会務運営についても新型コロナウイルスの影響はありましたが、先述した通り、会議については、対面方式からオンライン方式へ状況に応じた対応を行い、また、グループウェア「サイボウズ Office」を業務管理ツールとして活用することで人と人との接触を減らすことが出来ました。その他、このグループウェアを活用し、協会から社員向けの情報として、機関紙や理事会議事録等の他、新型コロナウイルスに関する沖縄県からの文書を発信しました。

今年度も多くの社員の意見を直に聴取するため、従たる事務所における意見交換会を計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、中部事務所と八重山事務所のみの実施となりました。なお、意見交換会に参加した社員からは大型業務の処理方法について意見があげられるなど活発な意見が交わされました。

なお、公益目的事業とその他事業の詳細については下記のとおりです。

I. 不動産に関する権利の明確化推進事業

(公益目的事業)

(1) 登記基準点設置事業

この事業で、登記基準点の設置点数が増加することにより、将来にわたって土地境界が安定します。今年度は、沖縄本島北部地区（大宜味村・東村地内）において、22点の観測、解析、認定手続きを行いました。なお、認定手続きについては、現在、沖縄県土地家屋調査士会を經由し、日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会に認定申請中であります。

(2) 境界標埋設事業

この事業で、境界標埋設の点数が増加することにより、個々の土地境界が明確なものとなります。土地境界紛争の未然防止のため、特に大型公共事業について、官公署及び地権者への趣旨説明を十分行い、設置しました。

<境界標埋設点数>

令和2年度 1,336点

(3) 官公署の未登記建物の表題登記実施事業

官公署所有建物は、地域のランドマーク的存在として、位置情報の機能を有しています。この事業により、地域のランドマーク的な建物を登記することで位置を確定します。

今年度は、新たに新市役所庁舎を建設した宮古島市に建物表題登記の実施を打診しております。

(4) 地図整備の促進等に係る事業

この事業は、国土の利用、整備、保全に必須の登記所に備え付けられる公図が作成されます。このことは、土地所有者の土地の境界、形状の確定であり、県民の財産の確定となります。

今年度は下記地区で実施しました。

<地図整備実施地区>

登記所備付地図作成作業

① 那覇市泊三丁目、前島三丁目地区

総筆数	:	683筆
確定数	:	683筆
確定率	:	100%

② 那覇市若狭一丁目、二丁目、三丁目地区

一年目作業

実態調査	筆数	:	1,452筆
	所有者数	:	992名
	面積	:	0.393km ²
基準点設置	3級基準点	:	11点
	4級基準点	:	247点

(5) 公共囑託登記に係る事業

この事業は、官公署等からの依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について、必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、

登記の申請手続きについて法務局に提出する書類又は電磁的記録の作成及び登記の申請手続きの代理を行いました。

この事業により、土地の筆界が明確になり、県民の財産が守られます。公正、正確さが求められ、業務処理システムの構築は、県民の財産の擁護となります。業務の工程管理を徹底し、より高品質の成果の提供に努力しました。

< 嘱託登記事件 >

令和2年度 総事件数 260件

(北部53件、中部47件、南部93件、
宮古39件、八重山28件)

(6) 普及事業

一般及び官公署を対象として講演会については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、聴講者、講師、社員等関係者の生命と健康の維持・保全の観点から今年度の講演会は中止としました。

II. 境界等に関する研修及び講習会開催事業

(その他の事業)

社員を対象に、専門知識及び技術の向上を図ることを目的とし、公共嘱託登記等に関する研修については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、講演会と同様、社員研修会の開催を中止することとしました。

なお、従たる事務所における意見交換会は、下記のとおり実施しました。

中部事務所意見交換会

日 時：令和2年11月27日(金)

場 所：沖縄市文化芸能館 研修室①

参加人数：13名

内 容：1. 業務に関する意見、要望について
2. 協会運営に関する意見、要望について
3. サイボウズ運用に関する意見、要望について

八重山事務所意見交換会

日 時：令和2年11月27日（金）

場 所：公嘱協会 八重山事務所

参加人数：5名

内 容：1．業務に関する意見、要望について
2．協会運営に関する意見、要望について